

厚生労働省佐賀労働局発表  
平成25年11月19日(火)

担 当	厚生労働省
	佐賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 山口 勝也
	障害者雇用担当官 古澤 直文
	TEL 32-7217 FAX 32-7223 <a href="http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>

## 民間企業の雇用率達成企業割合が3年連続全国トップ (平成25年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主等から本年6月1日現在における障害者の雇用状況等の報告を求め、その結果をとりまとめました。

### 【公的機関の障害者の在職状況】

2.3%の雇用率が適用される県の機関(県教育委員会を除く)の実雇用率は2.63%となり、全ての機関で法定雇用率を達成しました。

2.3%の雇用率が適用される市町の29機関の実雇用率は2.35%となり、4機関が法定雇用率を未達成でした。

2.2%の雇用率が適用される県教育委員会の実雇用率は2.07%となり、法定雇用率を未達成でした。

各機関の障害者在職状況については別表3のとおりです。

法定雇用率の引上げにより、昨年に比べ未達成機関が増加していますが、公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、全機関達成に向け、機関の長等に対する指導の徹底を継続して実施します。

### 【民間企業の障害者雇用状況】

2.0%が適用される民間企業(常用労働者数が50人以上の企業)の障害者実雇用率は、2.17%(対前年比0.04ポイント上昇)でした。

法定雇用率を達成している企業の割合は63.6%(対前年比5.8ポイント低下)でした。

法定雇用率の引上げにより、雇用率を達成している企業の割合は減少していますが、実雇用率は上昇しており、企業の障害者雇用への理解は進展しています。

都道府県別にみると、実雇用率は昨年に引き続き全国4位ですが、法定雇用率達成企業割合は、3年連続して全国1位となりました。

### (雇用率未達成企業の状況)

雇用率未達成企業は、法定雇用率引上げの影響もあり、前年より52社増の192社となり、達成企業数は、昨年より17社増の335社となりました。

未達成企業のうち、不足数が1人以下である企業が139社(未達成企業全体の72.4%)、0人雇用である企業が96社(未達成企業全体の50.0%)でした。(昨年は1人以下企業は103社、0人雇用企業は77社。)

1人以下企業、0人雇用企業は重複計上

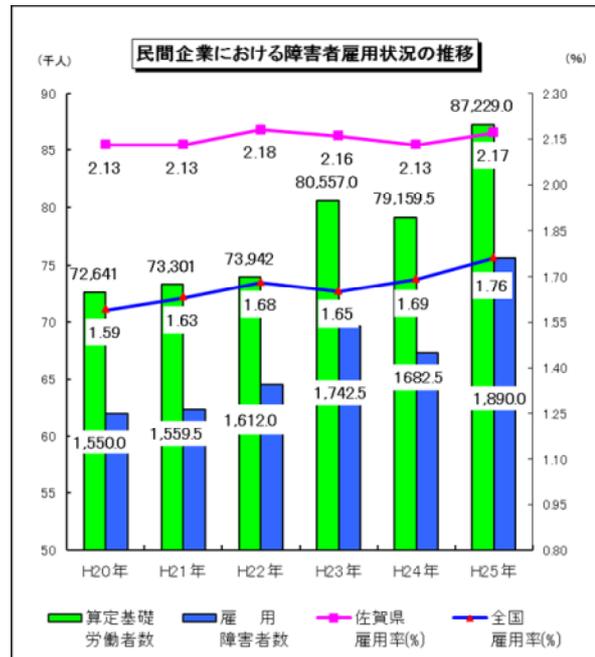
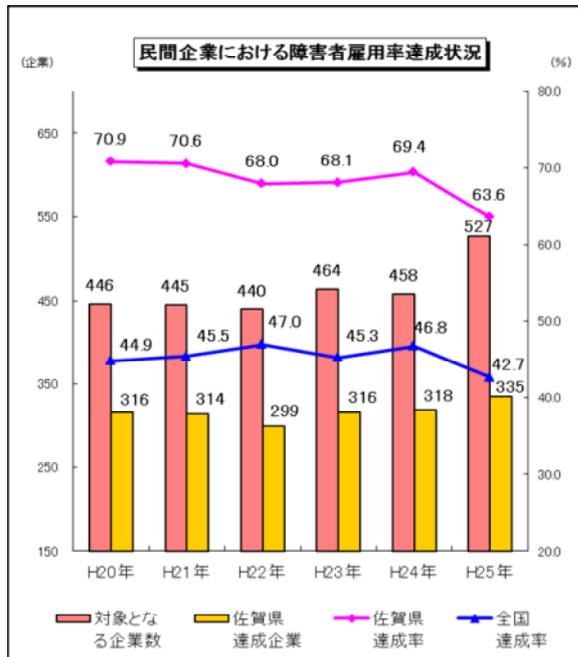
未達成企業に対する指導をさらに厳正に実施していきます。

特に、新たに未達成となった企業、1人不足企業や0人雇用企業等を重点に、訪問による個別指導を実施していきます。

【障害者の就職促進に向けて】

ハローワークでは、障害者の就職支援のために、個々人に応じたきめ細かな職業相談や関係機関と連携したチーム支援の実施、障害の特性に基づく個別求人開拓に努めるほか、トライアル雇用や各種助成制度等の雇用支援策を活用して障害者の雇用促進を図っています。

【民間企業における障害者雇用状況と障害者雇用率達成状況の推移】



【雇用率の引上げについて】

法定雇用率は平成25年4月1日に改定されました。

民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県の県教育委員会	2.0%	2.2%

【参考】

### 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している。

表1 地方公共団体における障害者の在職状況（佐賀県）

平成25年6月1日

項目 区分	対象となる機関数 (機関)	算定基礎となる職員の数 (人)	雇用されている障害者数 (人)		実雇用率 (%)
雇用率2.3%が 適用される機関 (県の機関)	2	3,446.0	90.5	2.63	
	(2)	(3,429.0)	(80.5)	(2.35)	
雇用率2.3%が 適用される機関 (市町の機関)	29	8,797.0	206.5	2.35	
	(29)	(8,803.0)	(203.0)	(2.31)	
雇用率2.2%が 適用される機関 (県教育委員会)	1	6,478.0	134.0	2.07	
	(1)	(6,510.0)	(138.0)	(2.12)	

- 平成25年4月1日から法定雇用率が0.2%引上げとなった。  
国、地方公共団体等 2.1% 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.0% 2.2%
- 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 障害者数は次に掲げる者の合計数である。
  - 身体障害者（重度はダブルカウント）、知的障害者（重度はダブルカウント）、精神障害者
  - 重度障害者である短時間労働者（身体障害者及び知的障害者）
  - 身体障害者（重度以外）、知的障害者（重度以外）、精神障害者である短時間労働者（0.5としてカウント）
- 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 短時間労働者を0.5としてカウントすることから、「算定基礎となる職員の数」及び「雇用されている障害者数」を小数点以下1位まで表示している。
- 各区分における下段の（ ）内は、平成24年6月1日現在の数値である。

表2 国・地方公共団体における障害者の在職状況（全国）

平成25年6月1日

項目 区分	対象となる機関数 (機関)	算定基礎となる職員の数 (人)	雇用されている障害者数（人）										実雇用率 (%)	
			身体障害者		知的障害者		短時間 重度障害者		短時間 (重度以外) 障害者		精神障害者			合計
			重度	重度以外	重度	重度以外	身体	知的	身体	知的	短時間以外	短時間		
雇用率2.3%が 適用される機関 (国)	40	301,817.0	941	4,753	33	176	30	6	119	28	360	49	7,371.0	2.44
	(39)	(307,130.5)	(917)	(4,617)	(39)	(174)	(30)	(1)	(93)	(31)	(299)	(20)	(7,105.0)	(2.31)
雇用率2.3%が 適用される機関 (都道府県の機関)	156	322,458.5	2,070	3,403	6	37	184	1	353	76	115	59	8,136.0	2.52
	(155)	(323,879.0)	(2,005)	(3,403)	(3)	(25)	(154)	(0)	(292)	(70)	(91)	(24)	(7,882.0)	(2.43)
雇用率2.3%が 適用される機関 (市町村の機関)	2,372	1,061,543.5	6,269	10,140	64	424	375	20	614	101	757	105	24,792.0	2.34
	(2,312)	(1,052,790.5)	(6,006)	(9,956)	(31)	(369)	(345)	(17)	(540)	(95)	(613)	(78)	(23,730.5)	(2.25)
雇用率2.2%が 適用される機関 (県教育委員会等)	125	676,557.0	3,319	5,968	39	200	141	9	253	116	327	71	13,581.0	2.01
	(121)	(673,631.0)	(3,186)	(5,592)	(33)	(153)	(119)	(4)	(202)	(62)	(228)	(23)	(12,677.5)	(1.88)

(注) 第1表の注と同じ

表3 県・教育委員会・市町の機関の障害者の在職状況（法定雇用率2.3%、県教委は2.2%）  
平成25年6月1日

区分	項目	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
佐賀県知事部局		3,118.5	79.5	2.55	0	
佐賀県警察本部		327.5	11.0	3.36	0	
佐賀県教育委員会		6,487.0	134.0	2.07	8	注
佐賀市		1,552.5	40.0	2.58	0	
唐津市		1,136.0	26.5	2.33	0	
鳥栖市		429.0	10.0	2.33	0	
多久市		217.5	5.0	2.30	0	
伊万里市		529.0	13.0	2.46	0	
武雄市		331.0	7.0	2.11	0	
鹿島市（特例認定）		291.0	8.5	2.92	0	注4
小城市		253.0	6.0	2.37	0	
嬉野市		203.0	5.0	2.46	0	
神埼市		260.0	6.0	2.31	0	
吉野ヶ里町		182.0	4.0	2.20	0	
基山町		149.0	4.0	2.68	0	
上峰町		52.0	1.0	1.92	0	
みやき町		174.0	5.0	2.87	0	
玄海町		145.0	4.0	2.76	0	
有田町		190.0	4.0	2.11	0	
大町町		103.0	3.0	2.91	0	
江北町		81.0	1.0	1.23	0	
白石町（特例認定）		276.0	7.0	2.54	0	注4
太良町		141.0	4.0	2.84	0	
佐賀市上下水道局		155.0	4.0	2.58	0	
伊万里・有田地区医療福祉組合		135.0	2.0	1.48	1	
佐賀市教育委員会		694.5	17.5	2.52	0	
小城市教育委員会		288.0	4.0	1.39	2	
唐津市教育委員会		402.0	6.0	1.49	3	
鳥栖市教育委員会		179.0	5.0	2.79	0	
伊万里市教育委員会		86.0	2.0	2.33	0	
武雄市教育委員会		115.5	2.0	1.73	0	
多久市教育委員会		47.0	0.0	0.00	1	

注：10月1日時点において、障害者の数143人、実雇用率2.20%、不足数0.0人となっている。

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
鹿島市	鹿島市教育委員会
白石町	白石町教育委員会

表4 地方独立行政法人の障害者の在職状況（法定雇用率2.3%）

平成25年6月1日

区分	項目	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		658.5	13.0	1.97	1	注

注：8月6日時点において、障害者の数16人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

表5 民間企業における障害者の雇用状況（佐賀県・全国）

平成25年6月1日

項目	対象となる企業数	算定基礎となる労働者の数	雇用されている障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合
区分	(社)	(人)	(人)	(%)	(社)	(%)
佐賀県	527 (458)	87,229.0 (79,159.5)	1,890.0 (1,682.5)	2.17 (2.13)	335 (318)	63.6 (69.4)
全国	85,314 (76,308)	23,213,401.0 (22,577,527.0)	408,947.5 (382,363.5)	1.76 (1.69)	36,413 (35,694)	42.7 (46.8)

(注) 第1表の注と同じ

表6 障害種別ごとの障害者雇用状況（佐賀県・全国）

平成25年6月1日

項目	対象となる企業数	算定基礎となる労働者の数	雇用されている障害者数 (人)										合計	新規雇用
			身体障害者		知的障害者		短時間重度障害者		短時間障害者		精神障害者			
			重度	重度以外	重度	重度以外	身体	知的	身体	知的	短時間以外	短時間		
佐賀県	527 (458)	87,229.0 (79,159.5)	271 (254)	614 (579)	120 (105)	312 (252)	29 (24)	19 (22)	86 (42)	42 (27)	55 (48)	30 (10)	1,890.0 (1,682.5)	207.0 (123.5)
全国	85,314 (76,308)	23,213,401.0 (22,577,527.0)	84,682 (81,393)	120,536 (116,364)	14,878 (13,771)	45,368 (40,792)	8,126 (7,117)	3,071 (2,689)	11,545 (9,493)	9,471 (7,440)	18,275 (13,821)	7,887 (5,572)	408,947.5 (382,363.5)	41,906.0 (34,637.0)

(注) 第1表の注と同じ

表7 規模別の障害者雇用状況（佐賀県）

平成25年6月1日

区分	対象となる企業数	算定基礎となる労働者の数	雇用されている障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合
規模	(社)	(人)	(人)	(%)	(社)	(%)
50～100人未満	226 (167)	15,737.0 (12,474.5)	413.5 (326.5)	2.63 (2.62)	150 (115)	66.4 (68.9)
100～300人未満	239 (230)	33,960.0 (32,780.0)	717.5 (673.5)	2.11 (2.05)	152 (164)	63.6 (71.3)
300～500人未満	38 (39)	13,391.0 (13,825.0)	284.0 (288.5)	2.12 (2.09)	19 (23)	50.0 (59.0)
500人以上	24 (22)	24,141.0 (20,080.0)	475.0 (394.0)	1.97 (1.96)	14 (16)	58.3 (72.7)
合計	527 (458)	87,229.0 (79,159.5)	1,890.0 (1,682.5)	2.17 (2.13)	335 (318)	63.6 (69.4)

(注) 第1表の注と同じ